

博物館法の改正に伴う博物館登録について

令和 5 年 8 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日博物館法の一部改正が施行され、これまで登録博物館であった館も、改めて登録申請等の手続が必要になった。

本県では、関係規則の改正や、申請から登録までの要領作成など準備を整えていたが、このたび 2 館から正式な申請があった。

申請書の内容を確認し（実地調査を含む）、日本博物館協作成の「有識者参考リスト」に掲載されている方から意見をお聞きしたところ、2 館ともに登録博物館としてふさわしいと考えている。

本日、博物館協議会へ報告し、申請館が今後登録博物館として運営していくために、協議会委員の皆様から広い視野でのアドバイスをいただきたいと考えている。

1 これまでの県内登録博物館の状況

登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
7 館 ○鳥取県立博物館 ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館） ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館 ○米子市美術館	0 館	4 4 館 ○植田正治写真美術館 ○日南町美術館 ○米子市立山陰歴史館 等

2 準備の状況

- (1) 博物館の登録に関する規則の改正 令和 5 年 3 月 2 4 日
 (2) 申請・審査・登録要領の作成 令和 5 年 5 月 2 4 日

3 この度の申請

番号	館名	概要
1	鳥取県立博物館	設置者：鳥取県 館長：漆原芳彦 所在地：鳥取市東町二丁目 1 2 4 設置年：昭和 4 7 年 施設：鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 2 階、一部 3 階 延床面積 9, 6 9 9 m ²
2	米子市立山陰歴史館	設置者：米子市 館長：小原貴樹 所在地：米子市中町 2 0 設置年：平成 1 7 年 施設：鉄筋コンクリート造 3 階 延床面積 1, 9 8 3 m ²

4 今後の事務処理

博物館で登録決定について起案し、教育長決裁を経て、博物館登録の正式決定をする。
 その後、当館ホームページで公表する。